

## 役員報酬規程

### 第1章 総則

#### 第1条 (目的)

本規程は、株式会社 Hayakawa (以下、「当社」という。) の取締役、監査役等の役員 (以下、「役員」という) の報酬に関する基本的事項を定め、適正かつ透明性の高い報酬制度を確立することを目的とする。

#### 第2条 (適用範囲)

本規程は、当社の全ての役員に適用される。

### 第2章 報酬の基本方針

#### 第3条 (報酬の構成)

役員報酬は、固定報酬で構成されるものとする。

#### 第4条 (報酬の決定方針)

役員報酬は、業績、役割、責任、経営環境等を総合的に勘案して決定する。

#### 第5条 (公平性と透明性)

報酬制度は、公平性と透明性を確保し、社内外からの信頼を得るものとする。

### 第3章 報酬の種類と内容

#### 第6条 (固定報酬)

固定報酬は、役員の職務および責任に応じて毎月定額で支給される。

### 第4章 報酬の決定手続き

#### 第7条 (取締役会の決定)

役員報酬は、取締役会において決定する。

## 第5章 報酬の開示

### 第8条 (情報開示)

当社は、法令および規則に従い、役員報酬に関する情報を適切に開示する。

## 第6章 附則

### 第9条 (改定)

本規程は、必要に応じて見直し、改定するものとする。

### 第10条 (施行)

本規程は、2022年11月1日より実施する。